

## 宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年5月10日（火） 午後1時30分
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員（農業委員14名＋推進委員7名）

### 農業委員（14名）

会長 安部英輔、会長代理 安河内龍一、2番 山本裕啓、3番 武田俊彦、  
4番 吉崎康正、5番 森田広富、6番 塩川和秀、7番 春田章匡、  
8番 高崎雅俊、9番 水上昭和、10番 井田和義、11番 占部博、  
12番 遠藤讓一、13番 阿部進

### 推進委員（7名）

1番 松田隆治、3番 古野 弘、5番 小野博文、7番 荒木重幸、  
9番 奥水英治、11番 荒牧浩文、14番 藤島勲

- 4 欠席委員 なし

### 5 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

#### 第2 審議案件

- (1) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

#### 第3 報告事項

- (1) 報告第3号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第4号 農地法4条1項6号の届出について
- (3) 報告第5号 非農地証明願の提出について

### 6 その他

### 7 農業委員会事務局職員

事務局長 荒牧 裕次

係長 松井 秀臣  
主査 原 美佐子

## 8 会議の概要

議 長 それでは定刻になりましたので、農業委員会を始めます。本日の委員14名中、14名出席ですので総会は成立致します。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。6番 塩川委員、7番 春田委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。まず議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号1番について、事務局より説明をお願いします。

係 長 1ページ議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

### 【事件番号1番 説明】

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 特にありません。

議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの報告を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(質疑なし)

議 長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、許可することに決定といたします。

議 長 続きまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。

### 【事件番号2番 説明】

議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 特にありません。

- 議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの報告を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(質疑なし)
- 議 長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、事件番号3番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 係 長 **【事件番号3番 説明】**
- 議 長 事件番号3番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましても意見を願います。
- 委 員 特にありません。
- 議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの報告を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(質疑なし)
- 議 長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、事件番号4番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 係 長 **【事件番号4番 説明】**
- 議 長 事件番号4番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましても意見を願います。
- 委 員 以前より申請者が耕作されており、問題ないと思います。
- 議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの報告を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(質疑なし)
- 議 長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

議 長 続きます、事件番号5番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 【事件番号5番 説明】

議 長 事件番号5番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見を  
お願いいたします。

委 員 特に問題ありません。

議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの報告を受けましたので質疑に入  
ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(質疑なし)

議 長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願  
います。全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

議 長 続きます、事件番号6番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 【事件番号6番 説明】

議 長 事件番号6番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見を  
お願いいたします。

委 員 互いの耕作の利便性の目的であり、問題ありません。

議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの報告を受けましたので質疑に入  
ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(質疑なし)

議 長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願  
います。全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

議 長 続きます、事件番号7番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 【事件番号7番 説明】

- 議 長 事件番号7番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見を  
お願いいたします。
- 委 員 前の分と同じです。
- 議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの報告を受けましたので質疑に入  
ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(質疑なし)
- 議 長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願  
います。全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、事件番号8番につきまして、事務局より説明をお願いしま  
す。
- 係 長 【事件番号8番 説明】
- 【事件番号9番 説明】
- 【事件番号10番 説明】
- 議 長 担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたしま  
す。
- 委 員 本件は当初、私が間に入り調整をしました。元々は北九州で法人化する  
予定が、面積要件が足りず、宮若で申請すると聞きましたが、その後の  
状況を詳しく聞きたいのですが。法人化について
- 係 長 法人化については、要件を満たせば申請を拒むものではありません。今  
回は、同地区の水利の関係等もあったので、農事組合や水利組合と話し  
をした上で申請されています。最初は、北九州と宮若と合わせて耕作面  
積とする予定でしたが、宮若だけで5反足りましたので申請に至って  
おります。
- 委 員 農業法人であれば縛りが厳しいので、心配ないと思うが、もし何かあ  
ると他の法人にも迷惑かかるので、事務局の方で指導をお願いしたい。

係 長 新規就農なので怖い面もあります。今後、順調に耕作の成果がでるかどう  
うか。少し様子をみながら今後の紹介を進めていてもらいたいところ  
です。北九州の方からすぐに駆けつけてこられないので、常駐の作業員  
を一人つけますとのことでした。

議 長 この役員3名のうち農業経験のある方は？

委 員 役員3名にはおりませんが、別に経験者が従事されるようです。

委 員 5反で生計を立てるとなると、米では無理でしょうが、何を作る計画が  
あるのですか。

係 長 野菜を作る計画と聞いております。

委 員 ここの農地種別は？先々、形状不利なので、転用などとなった場合、周  
りの営農が心配。手続きを踏まれて申請されたらNOとは言えない。北  
九州で仕事をしながら、こちらで農業をして経営は成り立たないと思う  
が。

議 長 事務局、農振区分と農地種別を調べてください。トヨタの周辺で需要の  
大きい地域。

委 員 法人登記はされているのか。

係 長 法人登記はなされています。書類上必要なものは揃っておりますので、  
受付はしております。

委 員 もう本人同士の売買は済んでいるのでは。

局 長 契約書までは確認はしておりませんが、本人同士の確認はできて  
いると思います。

係 長 農振区分は白地です。今回、保留にするならば、来月に先送りにするま  
での1か月の間に、何を出してください、という指導をする必要がある  
と思います。もし条件をつけるなら、この先5年間の作付けを行うこと、  
というような条件しかつけられないと思います。

- 委員 初めてなので、それでいいと思うが。
- 委員 3人を雇うための利益は生まれないと思うので、そのような意見が出た、  
というのは伝えていいのでは。
- 委員 収量が取れて、法人経営ができるのならいいと思うが。
- 委員 5年間はしっかり、法人報告を提出してください、というのが1点と、  
転用などについてはすぐに認められるものではないということの念を押  
してください。
- 係 長 作付けが滞れば、次に農地を買うことは難しいと思います。
- 議 長 皆さんの貴重なご意見、ありがとうございました。この件については、  
事務局も受け付けておりますので、このまま認める、なおかつ、次のこ  
ちらの行動に向けての縛りはやめていく、ということではいかがでしょう  
か。
- 議 長 一括して採決を行います。8番9番10番について許可することに賛成  
の方は挙手願います。全員賛成でございますので、許可することに決定  
といたします。
- 議 長 つづきまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請につ  
きまして上程いたします。それでは、事件番号1番につきまして、事務局  
より説明をお願いします。
- 係 長 29ページ議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請につきま  
して、30ページ農地法第5条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

#### 【事件番号1番 説明】

転用許可基準の8項目についてですが、8項目目の周辺の農地営農条件に支障を及ぼす恐れがないかについては、隣接の農地の同意に関して1名の同意がいただけておりませんが、農業委員会事務局と地元農業委員の山本委員と隣接者にお会いし、再度説明をしております。以下の事も考慮し、検討した結果、おおむね、審査基準を満たしていると判断しております。以上でございます。

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見を  
お願いいたします。

委 員 特にありません。

議 長 事件番号1番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見を  
お願いいたします。

委 員 **【説明】**

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質  
疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 今、言われた隣接同意の取れないときのやり方というのは、一般的なや  
り方なのでしょうか。

係 長 承諾というより説明責任と考えます。

委 員 他の案件でもやってきたのですか。前例はありますか。

係 長 市町村によっては、隣接同意を求めないところもあります。

議 長 それでは、今の意見でよろしいでしょうか。承認することに賛成の方は  
挙手願います。

議 長 全員賛成でございますので、事件番号1番につきましては、意見書を知  
事に進達いたします。事務局においては、知事に進達の際には、1名の  
同意書が取れていない事もありますので、「隣接者の作付けに支障を及ぼ  
さないよう対応することを前提」との意見書の報告をお願いします。

議 長 引き続き、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 **【事件番号2番 説明】**

議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見を  
お願いいたします。

- 委員 特にありません。
- 議長 事件番号2番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委員 高齢化で後継者がなく営農組合としては厳しいが、場所柄もありますので、よろしくをお願いします。
- 議長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(質問、意見なし)
- 議長 無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番につきましては、意見書を知事に進達いたします。
- 議長 引き続き、事件番号3番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 係長 【事件番号3番 説明】
- 議長 事件番号3番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委員 特にありません。
- 議長 事件番号3番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委員 別にありません。
- 議長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(質問、意見なし)
- 議長 無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議 長 次に、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 長 45 ページ議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定につきまして、46 ページをご覧ください。農用地利用集積計画による所有権移転でございます。こちらは、機構への所有権移転です。

【説明】

引き続き、47 ページにつきましては、機構から所有権移転となります。

【説明】

続きまして、農用地利用権設定等計画一覧表です。48 ページからをご覧ください。まず、(継続分)となります。

【説明】

外 7 件、合計、51 筆、66,872 ㎡の継続分の利用権設定となります。新規分としては、53 ページからとなり、13 筆、5 件、合計面積 18,703 ㎡の利用権設定となっております。以上です。

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 なし

議 長 無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認されました。

議 長 次に日程第 3、報告事項でございます。  
報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項の合意解約について、  
報告第 4 号、農地法第 4 条第 1 項第 6 号の届出について  
報告第 5 号 非農地証明書の届出について  
一括して、事務局より説明をお願いします。

係 長 55 ページ報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の合意解約につきまして、56 ページをご覧ください。農地法第 18 条第 6 項に係る報告表です。

【説明】

引き続き、57 ページ報告第 4 号 農地法 4 条 1 項 6 号の届出につきまして、58 ページをご覧ください。

農地法 4 条 1 項 6 号の届出に係る報告表です。こちらは、2 a 未満の転用についての報告です。

【説明】

引き続き、63 ページ報告第 5 号 非農地証明願届出につきまして、64 ページをご覧ください。非農地証明願につきまして、「耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項」に従い、非農地判断基準に沿って「非農地」と判断された土地について、承認を求めるものであります。非農地証明願に伴う不許可転用確認報告表です。

【説明】

これらのものにつきましては法務局において、現況を確認後、当該現況地目に変更・登記される事となりますので、よろしくご承認をお願いいたします。

議 長 ただ今の事務局からの報告、第 3 号から第 5 号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。

議 長 よろしいですか。無いようですので、これらは報告案件でございますことから、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。これで会議を終結いたします。